

富山県告示第335号

土地収用法による事業の認定について

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により次のとおり事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

令和3年7月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 起業者の名称

富山市

2 事業の種類

富山市庁舎駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

富山市新桜町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、富山市新桜町地内の土地を起業地とする富山市庁舎駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、富山市が事業主体となり、市庁舎に付属する駐車場を整備するものであり、法第3条第31号に掲げる国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者である富山市は、本件事業の施行に必要な予算措置を講じているとともに、整備後においても既存施設と一体的に管理することとしており、本件事

業を遂行する十分な意思と能力を持つものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

行政組織の改編による事務事業の本庁への集約化に伴い、来庁者の増加や公用車両による往來の増加により市庁舎は慢性的な駐車場不足となっており、駐車場入口付近において入庁待ち車両による渋滞が発生し、近辺の道路交通への悪影響や来庁者にとっての時間的損失等をもたらす状況となっている。

市庁舎近隣に新たな駐車場を確保することは、入庁待ち車両による渋滞を緩和し、近辺の道路交通に及ぼす危険の軽減や来庁者の利便性向上に寄与すると考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者の調査によると、起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護するため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

起業地は、市庁舎近辺の3候補地で比較検討した結果、地域、社会、交通環境条件等の観点から最も優れたものと選定されており、その選定は適切なものと認められる。

以上から、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	登記地目	現況地目	面積（平方メートル）
魚津市川縁字西河原 1287番7	原野	田	383

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第32条第1項第1号に規定する「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和3年12月31日	20年	10,720円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和3年7月28日

(2) 提出先

〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル10階

富山県農林水産部農業経営課

(電話 076-444-3269)

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

6 農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。